転籍協定とは、事業の移管・分離等に伴い他会社へ転籍する組合員の取扱を、明確にする ために労働組合として十分な職場討議後に機関決定し、2002年9月に会社と下記の内容 で協定したものです。

Terrer 10 Terrer Severe to the rest Severe 1 terrer 1 ter

転籍協定書

株式会社東芝(以下会社という)と東芝労働組合(以下組合という)とは、事業の移管・ 分離等に伴い他会社へ転籍する組合員の取扱につき下記のとおり協定する。

記

- 1. 事業の移管・分離等に伴い、本人の同意を得て他会社へ転籍する場合は、次のとおり 取扱う。
 - (1) 転籍時における基準賃金は、原則として転籍直前における東芝基準による額を下回らないものとする。
 - (2) 退職手当金は、原則として転籍時には支給せず、転籍先の会社を退職する際に東芝在籍期間を通算して支給する。
 - (3) 出向期間は、原則として1年間とする。
 - (4) 出向期間を含む6年間を保障期間とし、次のとおり取扱う。
 - ① 基準賃金は、東芝基準による額を保障する。
 - ② 退職手当金は、保障期間中に退職する場合は、東芝基準による額を支給する。
 - ③ 転籍先に企業年金制度がない場合、あるいは転籍先の年金制度が東芝厚生年金基金を下回る場合は、転籍時に一括して補償する。なお、具体的な補償額の算定方法は、個別に協議する。
 - ④ 保障期間中において、転籍先で雇用を継続することが困難な事態が生じた場合は、 東芝グループ内において就業の場を確保する。
 - (5) 上記保障期間における賞与は、東芝基準による基礎賞与の額を保障する。
 - (6) その他の取扱については、都度協議する。
- 2. 省略
- 3. 事業の移管・分離に伴い、本人同意を得て他会社へ転籍する場合であって、上記1により難い場合は、都度協議する。

以上

株式会社東芝(以下会社という)と東芝労働組合(以下組合という)とは、事業の移管・分離等に伴い他会社へ転籍する組合員の取扱につき下記のとおり協定する。

記

- 1. 事業の移管・分離に伴い、本人の同意を得て他会社へ転籍する場合は、次のとおり取扱う。
 - (1) 転籍時における基準賃金は、原則として転籍直前における東芝基準による額を下回らないものとする。
 - (2) 退職手当金は、原則として転籍時には支給せず、転籍先の会社を退職する際に東芝在籍期間を通算して支給する。
 - (3) 出向期間は、原則として1年間とする。
 - (4) 出向期間を含む6年間を保障期間とし、次のとおり取扱う。
 - ① 基準賃金は、東芝基準による額を保障する。
 - ② 退職手当金は、保障期間中に退職する場合は、東芝基準による額を支給する。
 - ③ 転籍先に企業年金制度がない場合、あるいは転籍先の年金制度が東芝企業年金基金を下回る場合は、転籍時に一括して補償する。なお、具体的な補償額の算定方法は、個別に協議する。
 - ④ 保障期間中において、転籍先で雇用を継続することが困難な事態が生じた場合は、東芝グループ内において就業の場を確保する。
 - (5) 上記保障期間における賞与は、東芝基準による基礎賞与の額を保障する。
 - (6) その他の取扱については、都度協議する。
- 2. 就業の場の確保を目的として、会社が複数の選択肢を提示し、本人が転籍を選択する場合は、次のとおり取扱う。
 - (1) 転籍時における転籍先基準による基準賃金及び賞与が、東芝基準による基準賃金及び賞与を下回る場合は、その差額に5年分を乗じた額を、転籍時に一括して支給する。
 - (2) 退職手当金は、原則として転籍時に支給する。なお、支給額の決定に当っては、転籍時に満46歳以上の場合は定年扱とし、満46歳未満の場合は会社都合扱とする。
 - (3) 出向期間は、原則として1年間とする。
 - (4) その他の取扱については、都度協議する。
- 3. 上記1. 2に関わらず、次に該当する場合は、都度取扱を定める。
 - (1) 事業の移管・分離に伴い、本人の同意を得て他会社へ転籍する場合であって、上記1により難い場合。
 - (2) 東芝グループ会社(会社の議決権所有比率(間接所有を含む)50%超の会社)以外の会社へ転籍 する場合。

以 上

2010年3月31日